

## 大阪市南部こども相談センター育児休業代替任期付職員（産休代替臨時的任用職員） （福祉職員）採用試験実施要綱

本市では、大阪市南部こども相談センターで勤務する本務職員（福祉職員）〔以下「職員（福祉職員）」という〕が、育児休業を取得する場合に代替として勤務していただく、育児休業代替任期付職員（産休代替臨時的任用）（福祉職員）を次のとおり募集します。

### 1 募集職種

福祉職員

### 2 採用人数

1名

（この試験の合格者は「大阪市南部こども相談センター育児休業代替任期付職員（産休代替臨時的任用職員）（福祉職員）採用候補者名簿」〔以下『採用候補者名簿』という〕に登録されます。）

### 3 任用形態

育児休業代替任期付職員（産休代替臨時的任用職員）

### 4 勤務場所及び任用予定期間

（1）勤務場所 大阪市南部こども相談センター

（2）任用期間

産休代替臨時的任用職員期間：令和8年8月1日～令和8年11月19日

育児休業代替任期付職員期間：令和8年11月20日～令和10年3月31日

※任用期間については、産前産後休暇及び育児休業の取得時期により変更もしくは更新となる場合があります。

※南部こども相談センターは、令和8年8月下旬に大阪市平野区喜連西6丁目へ勤務地を変更する予定です。

### 5 受験資格

次の児童福祉司任用資格のいずれかを有する者、又は採用予定日までに取得見込みの者（児童福祉法第13条より抜粋）

（1）児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

（2）都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

（3）学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を

専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。（8）において同じ。）に従事したもの

- (4) 医師
  - (5) 社会福祉士
  - (6) 精神保健福祉士
  - (7) 公認心理師
  - (8) 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (1)～(8)までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

※ただし、地方公務員法第16条各号に該当する方及び申込時点において日本国籍を有しない方は受験できません。地方公務員法第16条（抜粋）

地方公務員法第16条（抜粋）

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 試験日・場所

### (1) 試験日

令和8年6月10日（水曜日）午前9時45分開始（午前9時30分集合）

### (2) 場所

大阪市中央こども相談センター分館 4階会議室

（所在地：大阪市中央区森ノ宮中央1丁目17番5号）

交通機関 JR大阪環状線 「森ノ宮」駅下車 約5分

## 7 選考方法（試験の方法・解答形式等）

(1) 筆記試験（作文など） 1時間

(2) 面接試験 20分程度

### (3) 合格者の決定方法

筆記試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上の者を合格者とし、ただし、筆記試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

(4) 試験の結果については、令和8年6月下旬頃までに本人あて合否通知を発送します。

(5) 連絡なしに午前10時までに来られない場合、辞退とみなします。

## 8 申込方法

(1) 受付期間

令和8年6月2日（火曜日）まで（当日必着）

(2) 提出書類

次の書類等を郵便等で送付してください。なお、郵便等での送付は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、採用試験を受験できないことがあります。

ア 採用申込書（別添、採用申込書をご使用ください。） 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※本市所定の様式に限ります。

※電話番号は、昼間に連絡がとれる番号を記入してください。

イ 面接カード 1通

ウ 受験資格の確認ができる書類の写し 1通

※福祉職員証等の資格が確認できるもの（※採用予定日までに取得見込みの場合は、「取得見込み証明書」等の取得見込みであることが確認できるもの）

エ 申し立て書 1通

オ 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、返信用切手を貼付してください。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

提出書類一式（8申込方法（2）に記載する提出書類の全て）を、**必ず簡易書留等にて送付**してください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、**料金不足の場合は、受け付けません。**

イ 提出先

【宛て先】 〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目17番5号

【宛て名】 大阪市南部こども相談センター管理担当

「育児休業代替任期付職員（産休代替臨時的任用）（福祉職員）採用申込書等在中」と朱書きで明記してください。

(4) 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、試験前日までに送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。なお、試験前日までに受験案内が届かない場合は、南部こども相談センター管理グループ（06-6718-5138）へ連絡してください。

## 9 合格から採用まで

(1) 合格者は「採用候補者名簿」に成績順で登録され、その登録順に基づき、任用します。

(2) 採用決定（登録）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合には、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。

(3) 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消します。

(4) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）

は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定です。

## 10 業務内容

勤務にあたっての業務内容については次のとおりです。

虐待対応担当業務

(具体的な業務内容)

保護者及び児童との面接・指導

保護者及び児童宅への家庭訪問

児童移送

関係機関（区役所・学校・保育所・警察・医療機関・家庭裁判所等）への照会・連絡調整

児童記録及び会議資料等の作成

児童相談システムへの入力

## 11 勤務条件等

### (1) 勤務場所

大阪市南部こども相談センター

### (2) 勤務日・勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務

#### ア 勤務日

日曜日・祝日・年末年始、及び土曜日を除く、月曜日から金曜日まで

#### イ 勤務時間

午前9時から午後5時30分まで勤務に従事していただきます

#### ウ 休日

日曜日・祝日・年末年始、及び土曜日

#### エ 休憩時間

一日45分間（一日あたりの勤務時間が8時間を超える場合さらに15分間）

#### オ 時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

### (3) 給与

月額264,016円（地域手当含む。令和8年5月現在）

※育休任期付職員期間は、調整額として20,000円（月額）が追加で支給されます。

※その他、各種手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当）があります。初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。

※期末勤勉手当・退職手当は、本市職員基準により支給します。

### (4) 通勤手当

1か月あたり55,000円までを支給します。

※6か月以内の最長の定期額を採用された月から支給します。

### (5) 社会保険

年金・健康保険については、大阪市職員共済組合に加入となります。育児休業及び育児短時間勤務等は請求することができません。また、上記以外の勤務条件については、基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については、採用決定後にお知らせします。なお、「4 勤務場所

及び任用予定期間（２）任用期間」の臨時的任用職員期間については、厚生年金は日本年金機構の適用となり、雇用保険は加入となります。

#### （６）休暇

年次有給休暇、特別休暇（付与日数規定あり）

※詳細については、採用決定後にお知らせします。

### 12 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。不合格者の総合順位については、令和８年６月２２日（月曜日）から令和８年６月２６日（金曜日）までの間（平日午前９時～正午、午後１時～午後５時）で、大阪市南部こども相談センター管理担当内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：運転免許証、パスポート又は学生証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

### 13 備考

- （１）車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。
- （２）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （３）合否結果については、受験者本人以外にはお知らせしません。
- （４）合否に関するお電話等でのお問い合わせには応じません。
- （５）受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- （６）地方公務員法第２２条第１項の規定に基づき、任期付職員の採用は条件付となり、採用日から６か月に達した時点で、それまでの勤務状況等から判断して、正式採用の可否を決定します。

#### <採用にあたって>

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取り組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。

#### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

##### （倫理原則）

第４条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

##### （職員倫理規則）

第８条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２ 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと

◆ この試験についてのお問い合わせは

大阪市南部子ども相談センター管理担当（電話：06-6718-5138）

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目17番5号

（平日の午前9時～午後5時30分、土・日・祝日を除く）

〔試験会場案内図〕

